別紙

茨城県総合がん対策推進計画 - 第五次計画 - (案)に関する意見募集結果について

- 1 意見募集期間 令和6年2月5日(月)から令和6年2月26日(月)まで 22日間
- 2 募集方法
- ・茨城県ホームページ掲載
- ・健康推進課、行政情報センター、各県民センター県民福祉課、県立図書館、 各保健所での閲覧
- 3 寄せられた意見数(1)意見提出者数 6名 (2)意見数 32件

番号	項目	意見内容	意見に対する県の考え方
1	掲載内容	1)今まであったコラムはどこにいったのか?復活してほしい。 2)第四次にあった各施策の実施主体と役割は今回なくなったのか?	1)コラムについては、掲載情報の更新が困難であるため、割愛しております。代わりとして、本県では、がん情報サイトいばらき(HP)において幅広いがん情報を発信しております。 2)各施策の実施主体と役割につきましては、各章に記載がされているため、割愛しております。なお、第五次計画では基本的に、進むべき方向性を示した上で、関係各所が連携しながら推進していくスタンスで策定しております。
2	がん教育	現在、がん体験談スピーカーバンクで小学校から高校まで希望がある学校で講話をしております。 児童・生徒へのがん知識/体験談等の講話時、保護者の方々の参画での講話ができることが良いと感じております。 特に小学生などこれから成長する時期にあり、体調管理など保護者も一緒になって行うことがん」も誰でも罹る病気になっている時代に、生活習慣ないと考えるから、すなわち、「がん」も能でも保護者が気をつけてやってあげないといけないと考えており、また、保護者自体も検診などもと考えており、また、保護者自体も検診などもと考えており、また、保護者においては、保護者の参画も推奨いただくことが良いと感じました。ご検討ください。	学校ががん体験者や医師などを講師として招いて行う「がん教育講演会」に保護者への参加を呼び掛けるよう、各学校へ周知しております。

番号	項目	意見内容	意見に対する県の考え方
3	第1章 がん教育 とがん 予防	がん予防推進員やがん体験談に関わった経験から、たとえば 小学校高学年、中学生、高校生も一定の基準をみたせば「がん予防推進員」となってもらえるのではないかと思います。 がん教育と「がん予防推進」を切り離すのではなく、続くものとして考えられないでしょうか? 場合によっては教職員の「がん教育」研修も「がん予防推進員」と絡められるのではないかと思います。 また、企業等でのがん講演も同じように活用ができるのでは?と思いました。 さらに県のがん関連のイベントでも「がん予防推進員」が活躍できるようにしていくと関係性が生まれてくると思います。	企業等が実施するがん教育及び 県が主催するがん関連イベント における、がん予防推進員の関 わり方を検討してまいります。 教職員のがん教育研修は、特に 成育の過程にある児童生徒に対 し、どのようにがん教育を行う のかが重要となるため、がん予 防推進員の活動内容よりも専門 性が高いと考えられます。
4	30ページ (1)がん 患者を含めた県民 自らが、がん医療 に主体的 に参画 する「参療」の視 点に 立ったがん 対策の推進	がん患者が自らの治療に積極的に取り組むためには、がん条例にあるようにがんに対する正しい知識が必要です。「がん月間」だけでなく、寺子屋みたいな雰囲気で常に、そして気軽に学べる講座をがん対策室で企画されてはどうでしょうか? がんじゃなくても思わず聞いちゃう、見ちゃうような。各医療機関がひらく県民講座とは別に、第5次計画を推進する上で知って欲しい項目をひとつづつ、県の職員がやさしい言葉で解説するトカ。ラッキーFMや茨城新聞など県民につたわりやすい方法で毎日ワンフレーズづつ伝えていく。「参療タイム(仮)」もっと深く知りたい人へも次のステップの情報を何らかの方法でつないでいくといいなあと思います。	第5次計画の内容を含むがん情報の提供方法については、よりよい方法を検討しつつ、普及啓発を行ってまいります。

番号	項目	意見内容	意見に対する県の考え方
5	P39付近 がん検診受診率向上につ いて	・がん予防推進員・がん検診推進サポーターの有効活用 せっかくこのような素晴らしい制度があるので、講習会 をやって推進員を増やすだけでなく、フォローアップの 実施をして十分な活用をお願いしたい。がん予防推進員 というのは全国に先駆けて茨城県が始めたものと記憶し ているので、その模範になるような存在になったらいい のではと思う。例えば一定期間ごとに推進員がやった活 動報告の義務化、あるいはその活動報告の場を設ける等 。	がん予防推進員及びがん検診推 進サポーター制度のより有効な 活用について、フォローアップ も踏まえつつ検討してまいりま す。
6	P39付近 がん検診受診率向上につ いて	・がん教育の有効活用がん教育の現場に出ていて、子供達への小さいことから教育が一番効果的と、感じる。子供たちから父兄に伝えてもらうのもいいし、父兄参観日などを利用して父兄に直接聞いてもらうのものとても効果が高いと思う。	学校においては、小学校から、 学級活動や道徳、保健体育の授 業で、がんについて授業を実施 しております。 学校が行う「がん教育講演会」 に保護者への参加を呼び掛ける よう、各学校へ周知しておりま す。
			子どもから保護者へがん検診の 重要性を伝えていただく事業と して、小学6年生を対象とした 「子から保護者へのメッセージ カード事業」を実施しており、 引き続き同事業の推進に努めま す。

番号	項目	意見内容	意見に対する県の考え方
7	P45 たばこ対策について	取り組むべき対策 (1)がん対策推進のための人材作成および活動の推進 がん予防推進員 >>> 以前に養成された「たばこ対策推進員」の活動が実質休眠状態と思われます。がん予防推進員と統合して積極的に啓発や支援(禁煙支援、受動喫煙防止支援)をしていただきたい。	がん予防推進員が行うがん予防知識 の普及啓発には、喫煙に関する知識 も含まれておりますので、引き続き 一層の普及啓発に努めてまいります。
8	(概要) 重点的に取り組むべき課題 その他の取組	県のHPから必要とされている情報のページにリンクされていると助かります。(例えば鳥取県のHPのイメージ。https://www.pref.tottori.lg.jp/73828.htm)また、その他の取組で掲げておられる「感染症・災害時等の対策(新設」)も能登半島地震等や東日本大震災を考えるととても重要と思います。病院の対応も大変ですが、大腸がんサバイバーさんのストーマ装具など緊急性があります。いつあってもおかしくない災害にも対処できる備えが必要だと思います。市町村の保健所などで対応とかできないでしょうか。	情報サイト等へのリンクを含め、県 民が必要とする情報にアクセスしや すくなるよう、ホームページの整備 に努めてまいります。

番号	項目	意見内容	意見に対する県の考え方
9	がん情報の発信	「参療」という言葉、定義をされていますが、県民への「がん」に関わる情報の発信は実際、手元には届いてないと考えます。 自治体で広報誌を出しているなら、この一部に県として小雑誌を1世帯に1部でも3年に1度でも良いので配布していただくのは如何でしょうか。 その資料には最低限次のことを盛り込んでいただけると良いと考えます(例えば教育庁発行の資料から抜粋する)。 がんとは、がんのでき方、がんの種類、茨城県のがんに罹る種類別割合、茨城県のがんで死亡する種類別割合、がん医療機関一覧、がん検診、緩和ケアとは、その他以上で検討ください。	がん情報の発信につきましては、 関係機関と連携の上、一層推進 してまいります。
10	第5次計画の周知	前回のがん対策推進計画については、概要版のみ配布されましたが、今回の第5次計画はできるだけ多く冊子を印刷し、気軽に入手できるようにして欲しいです(概要版も欲しいですが)。ぜひがん診療連携拠点病院、薬局、図書館等で閲覧できるようにしてください。また、HPからもPDFでみやすいようにリンクを貼ってください(レイアウトで工夫してください)。	本計画の周知にあたっては、主にホームページ上でのPDFデータの公開により行うことを想定しております。周知にあたっては、県民がアクセスしやすいようホームページの整備に努めてまいります。

番号	項目	意見内容	意見に対する県の考え方
11	その他 がんに関する情報提供の拡大	医療機関や保健センターだけでなく、図書館や生涯学習センター等にも積極的に情報を届けて欲しい(がん患者に届きや すい)。あるいは郵便局等。茨城県立図書館で年1くらいでがん関連の情報イベント。また、がんイベントだけでなく、県の主催する他のイベントと連携でがん情報をPRできると良いと思う。	ご意見については、今後の施策検討の 参考にさせていただきます。
12	その他 茨城がん学 会の再開	茨城がん学会の再開を希望します。茨城県独自のユニークな取組 だったと思います。新たにがん患者とがん医療に携わる人と共同 で紡いでいく、全県民が参療を目指す第5次計画を実現するため の新しいがん学会をつくれないでしょうか。	現在、茨城がん学会は形を変え、茨城 がんフォーラムとして県民と医療従事 者が一堂に会する場となっております。
13	その他	第5次計画を推進していくために、がん患者団体と県の担当者の 強い連携が必要と感じています。 1)企画提案型がん対策推進事 業は、県のがんイベントで毎回紹介コーナーをつくってはいかが でしょうか。 2)がんフォーラム、がんピアサポート、がん患者 サロンへの県担当者のご参加を強く希望します。	「企画提案型がん対策推進事業」の周知等につきましては、今後検討してまいります。 各がん患者支援事業への参加につきましては、今後検討してまいります。

番号	項目	意見内容	意見に対する県の考え方
14	119ページ 11行 「いばらき がんのサ ポートブック」について	がん診療連携拠点病院で、ぜひ主治医からがん告知の際に手渡ししてもらえないでしょうか。 がん診療連携拠点病院等だけではなく、がんの診療に携わる各医療機関に設置して入手できる体制を希望します。少なくとも医師会などを通じてサポートブックがあることを医療者にも伝えて欲しいです。	いばらきがんのサポートブック の配布方法については、がん診 療連携拠点病院等での診断時に おいて、必ずがん相談支援セン ターを案内するなど、より確実 に配布する方法を検討してまい ります。
15	P119 L11 いばらきのがんサポート ブックについて	せっかくのサポートブックだが、正直、患者側からみるととても読みにくい。患者がほしい情報が、かなり探さないと出てこない。前半、かなり専門的な情報が多すぎて、むしろがん相談支援センターのスタッフ向けの本ではと思うほど。 もっと患者の視点にたったサポートブックをお願いしたい。当初これが発行された時は患者委員も編集に参加していたはずだが、今では、そうでなくなっているのが残念だ。誰のためのサポートブックなのかを考えたら、自ずと答えは出てくると思う。	いばらきがんのサポートブック の掲載内容については、いただ いたご意見を参考に、今後の改 訂時期において検討してまいり ます。

番号	項目	意見内容	意見に対する県の考え方
16	44ページ 22行 HPVワクチン接種 の推奨 HPV対策	各市町村でのがん講演や小中学校での講演の際には、HPVワクチンの接種について紹介させていただいています。その際県でもわかりやすい印刷物を用意してもらえると助かります。市町村の健康推進課の担当者でも、自分の子供に打たせるべきかとても迷っておられました。また打つと決めたら自ら医療機関を調べ、予約し、健康推進課に連絡するなど(市町村によっても違う)なかなか煩雑です。一考が必要かと思います。さらに、諸外国でも進められているように女児のみでなく男児にも接種が必要になってくると思います。	ご意見については、今後の施策 検討の参考にさせていただきま す。
17	44ページ 30行 目 HPV対策	子宮頸がんに対するHPVワクチンの効果は明白です。接種が進んでいるスコットランドからは13歳までにHPVワクチンを接種したグループから、20代の浸潤性子宮頸がんの発症は0だったという報告が出てきました。性交経験前のHPVワクチン接種が有効です。HPVワクチンの啓発に関して、市町村だけではなく教育委員会や学校とも連携し、児童生徒だけではなく保護者にも啓発をお願いします。茨城県教育委員会が作成しているがん教育のための資料では、HPVワクチンに関する記載が小学校ではありません。また、高校では肝炎ウイルスについては大きく取り上げられているにもかかわらず、HPVワクチンの扱いは小さいです。国内外でHPVワクチンの有効性が報告されていることも伝わる文章にし、学校現場で活用できるようにお願いします。https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/gakko/health/school-health/cancer/	ご意見については、今後の施策 検討の参考にさせていただきま す。

番号	項目	意見内容	意見に対する県の考え方
18	47ページ 28行 目 HPV対策	p44では、男性でのHPV関連がんについても言及していただいています。世界では、男性自身のHPV関連がん予防のためにHPVワクチンが定期接種となっている国も多いです。近い将来日本も男女ともにHPVワクチンが定期接種となると思います。子宮頸がん予防ではなく、HPV関連がん予防の方が良いと思います。	該当箇所に、以下追記いたしました。 子宮頸がんをはじめとするHPV 関連のがんの予防対策 ア HPVに関する正しい知識の普及 県は、市町村や教育現場等関係機 関と連携し、パンフレットやホーム ページ等様々な広報媒体を活用することにより、子宮頸がんをはじめとする HPV関連のがんについて正しい知識 の普及を図ります。
19	P47 HPV対策	予防対策について 20歳代向けの啓発するなら、高校生や中学生で保健体育授業(中学生はないが)から行っていった方が啓発力はあると思う。接種時期は12~14歳が望ましいなら保護者に啓発はするしかないと思う。いきなりの啓発は厳しいが、簡潔な知識を得られらせることが重要と思う。問題は公費や助成する支援は保険費や教育費でかつ集団でできるように仕向けるしかないと考えます。	中学校及び高等学校の保健体育の授業 では、学習指導要領に基づき、がんに 関する授業を実施しております。

番号	項目	意見内容	意見に対する県の考え方
20	P57 がん検診	県民が検診の有効性や利益を十分に理解を得るにはどういった簡易な検査で結果示さなければしなければならないと思う。循環器系は体系でほぼわかるようになるが、がんはがんの系統で検査が複雑なので、時間を要するので、時間かけずに簡易な検査が求めるべきと考えます。個人的には採血、採尿便で結果がわかればいいが。	本県の推奨するがん検診は、科学的根拠に基づき、がん死亡率を減少させる効果が確実であり、かつ受診者の利益が不利益を上まわることが認められた検診となっています。 がん検診の重要性を理解していただけるよう、引き続き受診勧奨を行ってまいります。
21	P65 がん検診	検査のきっかけ作りをするには市町村の保健施設で簡易な検査環境を作ることでないでしょうか? 病院だと時間に追われたり、待たされたりすることで落ち着いた環境でないことが確かであると思います。また、早期発見するにも家族で来れるようにできるようにしなければならないと考えます。	住民検診として全国的に実施されている検診項目は、専門的な医療機器を必要とするため、各市町村で検査施設を用意することは難しい状況です。
22	P65 がん検診	労働監督するものが事業者に健康関連の管理化をしなく てはいけないと思います。歳入得る監督者は相手への健 康管理の責務は必要と思います。そのような環境がない と利益はないと思います。	県では「がん検診受診率向上企業連携プロジェクト協定」を締結した企業の社員を対象に研修会を開催し、がん検診推進サポーターを養成しています。 がん検診推進サポーターは企業内外でがん検診の受診勧奨を行う等、がん検診受診率向上に寄与しており、こうした取組を一層推進していきたいと考えております。

番号	項目	意見内容	意見に対する県の考え方
23	33ページ (1)県民の 健康意識の向上によ るがんの早期発見、 早期治療の促進 がん検診	小中学校にがん講演にうかがうとき、立地する市町村のがん検診について健康推進課などでうかがって紹介させていただいています。それぞれ検診率向上に努力されていることがうかがえますが、胃がん検診を受けたくても、6月しかやってなかったり市町村ごとにかなりいろいろ。もっともっと「思い立ったら検診」、受けやすいシステムを考えていく必要がありますし、まずは少なくとも市町村ごとにどんな方法なのか県のHPからわかると助かるのでは? 市町村の健康推進課は検討委員会に参加されていないのでしょうか?	本県のホームページ上に、各市町村のがん検診担当課のホームページへのリンクを取りまとめたページがあります。より県民がアクセスしやすいようホームページの整備に努めてまいります。なお、がん計画検討委員会には、市町村の代表者も参加しております。

番号	項目	意見内容	意見に対する県の考え方
24	120ページ がん相談	アピアランスケア患者にとって「日常をとりもどす」ためにとても重要な項目のひとつですので、国立がん研究センターのように、いつでもサポートしていただける、専門的に特化した場所が必要と感じます。もし各がん相談支援センターや「いばらき みんなのがん相談室」等にその機能も付加するのであれば県からの十分な支援が必要と思います。 https://www.ncc.go.jp/jp/ncch/division/appearance/index.html	本県ではアピアランスケアを必要とする患者向けに、ウィッグ等の購入費等の一部補助事業を実施しております。 本事業の案内は各がん相談支援センターや「いばらき みんなのがん相談室」にて行っておりますが、より専門的な窓口については、今後の参考にさせていただきます。
25	36ページ 10 12行 がん相談	長引くCOVID-19感染症の影響で、ピアサポート相談や患者サロンの開催はなかなかコンスタントにひらけず、今もダメージを受けつづけています(こちらもぜひ県からのサポートをお願いしたいです。たとえば検査キットの提供とか)。その困難な状況の中、患者の精神的な支えとなったのはコロナ禍でもずっと開かれていた「いばらき みんなのがん相談室」です。今後も患者を支えていってもらえるように、十分な県からのサポートをお願いいたします。	患者サロンにつきましては、医療従事者が主体となる等の一定の条件のもと、人件費等を一部補助する「茨城県がん患者家族療養生活支援事業」を実施しております。また、「いばらき みんなのがん相談室」につきましては、引き続き(一社)茨城県看護協会に相談事業を委託してまいります。
26	P113 L29 ピアサ ポート事 業の充実	「ピアサポート事業の充実」を謳い、今後もピアサポーターやその窓口を増やす予定であるのなら、茨城県のピアサポート事業への支援体制をもう少ししっかりとしていただきたい。ピアサポーターたちへのフォローアップも各窓口に任せきりではなくて、県でなくてはできない研修等もぜひお願いしたい。各窓口で格差が出て来てしまっている。今のままではせっかく希望をもってピアサポーターたちになった人たちの士気にも関わることを危惧する。	ピアサポーターの養成及びフォローアップの 研修につきましては、外部学会等の協力を得 ながら内容を充実してまいります。

番号	項目	意見内容	意見に対する県の考え方
27	スローガン「がんを知り 共に生きる」〜全ての県 民の参療を目指して〜	「がんを知り 共に生きる」ためには、がんと今闘っている(あるいは 「共に生きている」)がんサバイバーの率直な意見が重要と感じます。 ぜひ、検討委員会委員や推進会議委員にがんサバイバーをもっと(例えば10名以上)参加してもらってください。 仕事をしている男女、主婦もパートも、さらにがんを抱えながら介護もしている世代、さまざまな視点が加わることがこれからの「がん対策推進計画」をより充実したものにしていくはずです。 罹患したばかりの方にも、末期で苦労されている方にももっ と意見を出していただけるとよいのではないでしょうか。 さらにAYA世代のがん患者の参加は不可欠と思います。また小児がんへの取り組みも重要ですので、小児がんサバイバーやご家族の参加も重要と思います。	ご意見につきましては、次期計 画の策定の際に参考にさせてい ただきます。
28	P148 - 149 策定関係者	がん患者の存在が全体的にとても薄く感じる。 患者委員の数を増やすことを提案したい。 特に推進委員の患者委員は過去は2名 + 1名(医療者とい うことで委員をされていたが、実際がん体験者であり、 その立場でも発言されていた)いた。またがん体験から 何年も経った患者と、直近で体験した患者とでは、まっ たく感じ方がちがうので、「患者主体の医療」の推進計 画を考えるのなら、直近で体験した患者の意見を聞くべ きだと思う。患者委員という枠が形骸化しないことを祈 りたい。また患者委員の患者団体枠というのは無意味だ と思う。	ご意見につきましては、次期計 画の策定の際に参考にさせてい ただきます。

番号	項目	意見内容	意見に対する県の考え方
29	「現在自分ら しい日常生活 を送れている と感じる がん 患者の割合」	目標値:評価指標80%とありますが、これこそ「がん患者がどんなときに「自分らしい日常生活が送れている」と感じるかを「知る」ことで達成が可能になります。令和6年度から新規がん罹患者には必ずアンケートで何に困っているか、何を欲しているか、探っていってはいかがでしょうか。あるいは県の対策室に「目安箱」を置くとか。34ページ34行にあるように、積極的に意識調査をお願いいたします。	大規模調査としましては、国立がん研究センターが実施する「がん患者体験調査」において 把握してまいります。 診断時などの特定時点でのアンケート等調査の 実施は、今後の参考にさせていただきます。
30	36ページ 23 行 (2)デジ タル化の推進	COVID-19感染症では、がん治療の入院で家族の見舞いがNGなどいろいろな影響がありました。その中で威力が発揮されたのがWiFiです。デジタル化とは少々違うかもしれませんが、各病院内でWiFi使用が普通になれば、患者にはいろいろなメリットが生まれます。例えば、家族とのコミュニケーションの継続、『がんノート』などで自分のがんの知識を深めること(孤独の解消 自殺の軽減)、ZOOMなどを利用したピアサポートも可能です。試行錯誤しながら、新しい方法を模索していく必要があります。	ご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。
31	野菜と果物の 摂取量につい て	我が県は野菜や果物の生産量は日本でも有数のものが多いと思います。レンコン、はくさい、メロン、クリ、ブルーベリーetc.,がん患者は「食」に強い関心があります。県の特産品を生かした食へのアプローチが可能と思います。「茨城をたべよう」など他の部署と連携して面白いプロジェクトができないでしょうか?	現在策定中の「第4次健康いばらき21プラン」 (第4章「食育の推進」)において、関連部署 と連携した地産地消の取組の推進について定め、 引き続き、「茨城をたべよう」シンボルマーク の活用をはじめ、積極的な県産農林水産物の消 費促進に取り組んでいくこととしております。 このような取組と連携し、野菜及び果物の摂取 量の増加を目指してまいります。

番号	項目	意見内容	意見に対する県の考え方
32	P45 たば つ い て	取り組むべき対策の推進 たばこ対策の推進 をはこの健康リスクに関する知識の普及 受動喫煙対策の推進 >>> 能動喫煙と受動喫煙とほぼ同様のリスクがあるのでひとつにまとめて、喫煙および受動喫煙の健康リスクに関する知識の普及としていただきたい。また、啓発のみにとどまらず、受動喫煙対策の推進としては、「茨城県受動喫煙防止条例」を制定し自治体で健康増進法に上乗せする形で条例が制定されて第1種施設とそれの施設で対応が異なるためには、受動喫煙の破害において第1和施設とおいて第1を施設とおいて第1をで対応が異なるを、受動喫煙のの被害において、と受動収煙の施設で対応が異なるを、しく受動収煙のある条例が必要です。20歳未満の喫煙防止対策の推進県は、県内の小・中・高等学校等において、児童生徒に対する喫煙防止教育を推進します。 >>> 喫煙防止教育の推進はもちろん、コンビニや小売店でのタバコを制収を制限する必要があります。この件も条例によって規制していただきたい。	のタイトルは分かりやすく「たばこ」とまとめております。なお、の本文では、能動喫煙と受動喫煙ともに記載をしております。 受動喫煙対策の推進 20 歳未満の喫煙防止対策の推進 について 受動喫煙の防止及び若年層の喫煙開始を防ぐためには、 県民の喫煙率を下げることが特に重要であると考えます。 このため、県では、県民の喫煙率を下げる取組とじ事に及ぼす影響に及びでは、県民の関係ででは、県民の関係であると考えまして、 市町村や関係団体と連携し、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・